

第一章 火薬類に関する事業

第2 火薬類の販売

- 1 火薬類の販売の業を営もうとする者（以下「販売業者」という。）は、販売所ごとに販売所の所在地を管轄する知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が製造した火薬類を製造所において販売する場合は、この限りでない。（法第5条、規則第10条）

【許可の基準】法第7条第3号、第4号

【様式第六：施行規則】火薬類販売営業許可申請書

【添付書類】事業計画書、定款の写し（法人のみ）、身分証明書、誓約書、火薬庫所有（占有）を証する書面、登記簿謄本（法人のみ）、販売所付近見取図

【申請手数料】（競技用紙雷管のみ販売）25,000 円、（その他）110,000 円

- 2 販売業者は、その営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。なお、廃止の届出は販売所ごとに行う必要がある。（法第16条第1項、通達）

【参考様式1】火薬類製造（販売）営業廃止届書

- 3 販売業者が店頭販売を行う場合は、次のいずれかの方法で行うこと。（法第11条、第13条、規則第15条、通達）

(1) 火薬庫を所有し、かつ、規則第15条第1項の規定に基づき知事の指示を受けた場所（以下「火薬庫外貯蔵所」という。）等の安全な場所で火薬類を貯蔵すること。

(2) 法第13条ただし書きの許可を受け、かつ、火薬庫外貯蔵所で火薬類を貯蔵すること。

- 4 販売業者が、その営業所を移転する場合は、旧営業所の販売営業を廃止し、新たに移転場所において販売営業の許可を受けなければならない。（通達）

ただし、競技用紙雷管のみを扱う販売業者のうち、同一県内において販売所の移転のみを行う場合（火薬庫又は庫外貯蔵所は移転しない場合）には、規則第81条の14に基づく知事への報告で足りる。（通達）

つまり、販売所の移転に伴い、火薬庫や火薬庫外貯蔵所も移転する場合は、新規の許可が必要になる。(通達)